

令和4年3月16日

兵庫県議会  
議長 藤本 百男 様

議員定数等調査特別委員会  
委員長 藤原 昭一

### 委員会調査報告書

第354回定例県議会において、本委員会に付議された「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する調査」について調査検討した結果をとりまとめたので、兵庫県議会会議規則第77条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

#### 記

#### 1 調査の結果

##### (1) 議員定数について

現行「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」(昭和41年兵庫県条例第60号。以下「定数条例」という。))に定めるとおり「86人」とする。

##### (2) 選挙区について

- ア 選挙区数を「39選挙区」から「38選挙区」に改める。
- イ 「美方郡選挙区」については、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。))第15条第1項及び第2項に基づき「豊岡市選挙区」と強制合区し、「豊岡市及び美方郡選挙区」とする。
- ウ 「相生市選挙区」については、地域事情等を勘案し、法第271条に基づく都道府県議会議員の選挙区の特例に関する規定を適用する選挙区(以下「特例選挙区」という。))とする。ただし、同選挙区については、改正条例案において、令和9年の一般選挙から特例選挙区の規定を適用しない旨の附則を設けることとする。
- エ その他の選挙区については、いずれも現行の選挙区のとおりとする。  
なお、「加古郡選挙区」については、改正法(平成25年法律第93号)附則第3条の規定を適用し、現行の選挙区のとおりとする。

##### (3) 各選挙区において選挙すべき議員の数について

- ア 合区による新たな選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおりとする。

選挙区の名称	選挙区の区域	定数(人)
豊岡市及び美方郡	豊岡市並びに美方郡香美町及び新温泉町の区域	2

#### イ 法第 15 条第 8 項ただし書の適用について

「神戸市長田区」、「神戸市須磨区」、「神戸市西区」及び「明石市」の各選挙区に適用し、各選挙区において選挙すべき議員の数については、「神戸市長田区選挙区」は 2 人、「神戸市須磨区選挙区」は 3 人、「神戸市西区選挙区」は 3 人、「明石市選挙区」は 4 人とする。

ウ その他の選挙区については、いずれも現行定数条例のとおりとする。

#### (4) 適正な地域代表選出に向けた検討

広大な面積を抱える本県では、人口減少とともにその偏在が進み、法が原則とする人口比例配分に基づく地域代表の選出が困難な状況になりつつある。

一方で、二元代表制の一翼を担う議会が、多様な県民の意見を踏まえ、その機能を十分に発揮できるよう議員定数や選挙区を定めることは議会の根幹とも言える部分であり、本県議会基本条例第 8 条にも、その旨が規定されている。

行政が取り組むべき課題が複雑、多様化する中、全国的な議員定数削減の流れや、本県人口の減少、偏在が避けられない状況にあっても、将来にわたる適正な地域代表の確保は社会的な要請であり、この問題については議員一人ひとりがより深く認識を共有し、様々な角度から議論していく方策や体制を早期に検討、整備することが必要である。

## 2 調査の経過及びその過程において各委員等から述べられた意見

### (1) 概要

本委員会は、令和 3 年 6 月 9 日に、「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する調査」を付議事件として設置された。

以来、令和 4 年 3 月 16 日までの間、合計 12 回にわたり委員会を開催して調査を実施した。

調査に当たっては、令和 2 年国勢調査人口を基本としつつ、人口以外の社会的諸要因、都道府県議会議員定数訴訟に係る判例及び全国都道府県議会における議員定数の見直し状況等も斟酌し、議員定数、選挙区のあり方及び選挙区別定数等の諸課題について、鋭意慎重に検討を行った。

委員会においては、付議事件について会派間の主張がそれぞれ異なり(資料 1)、全会派一致の結論を見出すことができなかったため、正副委員長によって示された試案((5)「正副委員長試案の提示」参照)に基づき最終調整が図られた結果、委員全員の賛同をもって試案を委員会の調査結果とすることに決した。

### (2) 議員定数について

議員定数については、旧法定上限数やこれまでの本県議会の定数の推移等も参考にしながら、どのようにあるべきかが議論された。

議論の過程において、①現状を維持すべき、②定数増とならない方向で検討すべき、③84人とするべき、④96人とするべきとの4つの意見に分かれた。

なお、委員等から示された意見は次のとおりである。

ア 現状を維持すべきとする意見

- ・多様で広大な県土を有し、地域間の人口差異が大きい本県では、定数減により人口規模の小さい地域の代表確保が困難な状況にある。地方分権が進展し行政需要が高度化する中で、二元代表制の一翼を担う議会としての責務と役割はますます増大しているため、総定数は維持すべきである。
- ・行財政改革の流れの中で議員定数を削減してきたことにより、配当基数が0.5を切るところが増加し、人口減少地域の選挙区が合区せざるを得ない状況となっていることから、86人のままとすべきである。
- ・全国的にみても議員1人当たり人口が多く、面積も広い本県では、地域の声を反映するためには現場を熟知した地域代表の確保が望ましいため、現行の総定数の維持を基本とすべきである。

イ 定数増とならない方向で検討すべきとする意見

- ・現行の条例定数は、一定の判断目安となる旧法定上限数で見れば全国的に高い減数率であるが、定数を増やすことについては県民の理解が得られないことから、定数増とならない方向で1票の較差の改善等を図るべきである。

ウ 議員定数を84人とする意見

- ・人口減少が進む中、全国的に議員定数は削減の方向であり、本県議会も定数削減による踏み込んだ改革姿勢を示す必要がある。特例選挙区の解消や逆転現象への対策も考慮し、現行から2減の84人とするべきである。

エ 議員定数を96人とする意見

- ・県民の多様な民意をより広く反映することを念頭に、1票の較差是正や人口が少ない地域の定数確保、人口比定数と条例定数の乖離解消も考え、総定数は増やすことが望ましい。旧法定上限数に対する定数の減数率が全国平均程度となるよう、現行から10増の96人とするべきである。

### (3) 選挙区について

選挙区のあり方については、特例選挙区を含め強制合区の対象となる選挙区の取り扱いについて重点的に議論が重ねられた。

令和2年国勢調査人口に基づき、現行の条例定数86人で配当基数を算出した場合、前回に引き続き「相生市選挙区」が配当基数0.5未満となるほか、新たに「美方郡選挙区」が配当基数0.5未満の選挙区となった。

このうち、「美方郡選挙区」については、平成17年の合併により、城崎郡香住町が美方郡香美町に属することとなり、選挙区の区域に変更が生じたことから、法第271条に基づく特例選挙区の対象とならないため、当初より、隣接選挙区と強制合区することについて各会派の異論はなかった。合区先については一定の議論があったものの、協議の結果、全会派の総意により豊岡市と合区するとの結論に至った。

また、「相生市選挙区」については、全国的に存置されている特例選挙区が少ない中、会派間において、「特例選挙区として存置すべき」と「合区により解消すべき」とで意見が別れることとなり、過去の委員会での議論や本県が抱える地域事情、過去の最高裁判例等も斟酌しつつ、将来を見据えた結論を得るべく集中的な議論が行われた。

なお、協議の過程において、但馬自治会、豊岡市長及び豊岡市議会議長、香美町長から但馬地域における選挙区及び議員定数の維持などを求める要望書が、また、相生市長及び相生市議会議長から選挙区の単独維持を求める陳情書が提出されたが、当委員会の判断に当たり、こうした地域住民の意向にも十分配慮すべきであるとの意見が複数の委員から示され、当該選挙区が抱える地域事情なども勘案しつつ慎重な議論が行われた。

なお、各選挙区に対し委員等から示された意見は次のとおりである。

#### ア 美方郡選挙区

- ・ 広大な但馬地域に住む県民の声を県政に反映させるため、これ以上議員定数は削減せず、豊岡市との合区により、今後もより安定的な定数維持を目指す必要がある。
- ・ 北但地域として温泉や漁業などの産業、社会経済面、1市2町による広域行政による推進、さらには地域住民の声等を踏まえると、豊岡市と合区して定数2を維持すべきである。
- ・ 但馬地域は、行政事務組合の設置や観光振興などの地域基盤を考えれば、北但（豊岡市及び美方郡）と南但（養父市及び朝来市）に区分けができるとともに、合区先として豊岡市を望む但馬自治会等の地元意見を踏まえ、合区先は「豊岡市選挙区」が適当である。

#### イ 相生市選挙区

##### (ア) 特例選挙区の存置を認める意見

- ・ 本県が進める地域創生の流れや、地域の意向を丁寧に県政に反映させる上で、可能な限り現在の選挙区は維持することが望ましく、地元の相生市からも選挙区維持を求める陳情書が提出されている。また、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、行政が取り組むべき課題がより複雑、多様化する状況においては、基礎自治体単位の地域代表確保は社会的な要請であるため、少なくとも今回については存置すべきである。

・我が会派は、従来から合区による解消を基本としてきているが、特例選挙区に係る過去の最高裁判例では、その違法性については、議会の裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するとされ、また、特例選挙区の配当基数が0.5を著しく下回る場合には設置は認められないとしながらも、当該判決が出された際に配当基数が0.3116であった選挙区の存置は適法とされている。

「相生市選挙区」の配当基数は現時点では0.446であり、前回からの減少幅がわずかであること、地元から存置を強く求める陳情書が提出されていることも踏まえ、今回に限り存置を認めることはやむを得ない。

・地域住民の声をよく確認した上で、合区のあり方を含め、どのような形で地域代表を選ぶのが適切なのかをさらに検討すべきであり、今回に限り存置とする。

(イ) 存置を認める場合は、附則に特例の解消時期を規定すべきとする意見

・「相生市選挙区」については、平成22年国勢調査人口で初めて特例選挙区の対象となり、令和5年が3度目の一般選挙となる。当委員会でもさまざまな意見があったことから、将来的な取扱いを明確にすべきである。

・配当基数の減少が継続していることや他の選挙区とのバランスを踏まえ、次々回の令和9年改選時には合区による解消を前提とすることを条例附則に明記すべきである。

(ウ) 特例選挙区の存置を認めない意見

・離島などの特殊な地理的条件がある場合は、特例選挙区とする合理的理由があるが、相生市選挙区は合理的理由があるとは言えず、合区により解消すべきである。

・全国的に見ても特例選挙区を設置しているのはわずかであることから、特例選挙区の存置は認めるべきではない。

・1票の較差をなくす観点から、特例選挙区の解消を図ることが求められている。

(4) 各選挙区において選挙すべき議員の数について

各選挙区別定数については、過去の経緯も踏まえながら、1票の較差是正、配当基数と条例定数との乖離等の観点から議論が重ねられた。

なお、委員等から示された意見の概要は次のとおりである。

ア 美方郡選挙区

・配当基数が0.462となり0.5を下回ること、特例選挙区の対象ではないことから、隣接する「豊岡市選挙区」との強制合区により「豊岡市及び美方郡選挙区」とし、その定数を2人とする。

イ 相生市選挙区

- ・特例選挙区の規定を適用し、現行定数どおり 1 人とする。
- ・隣接する「赤穂市、赤穂郡及び佐用郡選挙区」と合区し、それぞれの現行定数を合わせて合区後の定数を 2 人とする。
- ・隣接する「たつの市及び揖保郡選挙区」と合区し、現行定数から 1 減して合区後の定数を 2 人とする

#### ウ 法第 15 条第 8 項ただし書の適用について

##### (ア) 同規定を適用すべきとする意見

- ・法第 15 条第 8 項の規定は、議員定数は人口比例とする一方、ただし書において、特別の事情がある場合は地域間の均衡を考慮して定めることができるとしており、全国の都道府県議会においても 8 割程度がこの規定を適用している。また、本規定の適用により、1 票の最大較差が軽減される一方、選挙区間の逆転現象も生じていない。(対象となる選挙区：神戸市長田区、神戸市須磨区、神戸市西区、明石市)
- ・配当基数が条例定数より大きい選挙区である「明石市選挙区」、「神戸市西区選挙区」は、前回改選時の「神戸市西区選挙区」よりも乖離が縮小している。配当基数が条例定数より小さい「神戸市長田区選挙区」「神戸市須磨区選挙区」については、議員 1 人当たり人口や同様の他選挙区とのバランスも考慮し、現状のままとすべきである。
- ・定数増により、同規定の適用選挙区は減少することとなるが、一部の選挙区間の較差を解消するには適用が必要な場合もある。(対象となる選挙区：神戸市北区、高砂市)

##### (イ) 同規定を適用すべきではないとする意見

- ・条例定数と人口比定数の差については基本的に是正していくべきである。
- ・「神戸市長田区選挙区」と「芦屋市選挙区」との人口が極めて接近しており、逆転現象が生ずる懸念があり、早期に懸念を払拭することが求められることから、「神戸市兵庫区選挙区」との合区により、定数を 1 減することが望ましい。

#### エ 総定数を 96 人とした場合について

- ・条例定数と人口比定数をできるだけ解消するよう、定数増を行うべき。総定数を 96 人にすれば、神戸市東灘区、北区、長田区、須磨区、垂水区、及び、姫路市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市の各選挙区の人口比定数がそれぞれ 1 人ずつ増えることとなり、また、神戸市西区、明石市の各選挙区は現状の条例定数よりも 1 人多い、人口比定数と同じになる。

#### (5) 正副委員長試案の提示

議員定数、選挙区のあり方並びに各選挙区別定数等について、上記のとおり委員

会での議論が重ねられ、併せて会派間で意見調整が進められたところであるが、なお意見の隔たりがあった。このため、正副委員長において試案を提示し、最終合意に向けた調整を促すこととなった。

なお、その概要は次のとおりである。

#### ア 正副委員長試案の概要

##### (ア) 議員定数について

1 調査の結果（１）と同内容

##### (イ) 選挙区について

1 調査の結果（２）と同内容

##### (ウ) 各選挙区において選挙すべき議員の数について

1 調査の結果（３）と同内容

##### (エ) 適正な地域代表選出に向けた検討

今任期では、当初から様々な角度で地域代表選出のあり方を検討してきたが、条例改正に向けた具体的な議論において、改めて、1票の較差や特例選挙区の取扱など本県が抱える課題がより明確に認識されたことから、将来的に安定した地域代表の確保に向けて、調査報告書に当委員会の意見を記載する。

#### イ 正副委員長試案の考え方

##### (ア) 議員定数について

本県議会では、都道府県議会議員の定数が全国的に削減傾向にある中、県の行財政構造改革の取組も考慮し、平成3年の94人を最大に現在の86人まで議員定数を削減してきている。

一方、議員定数の旧法定上限数からの減数率の高さ（約21%、全国平均：約11%）や議員一人当たり人口の多さ（約64,000人、全国平均：約40,000人）は、都道府県の中でいずれも上位10位以内となっており、二元代表制の一翼を担う議会として、県民の声を的確に県政に反映する機能を高めるための地域代表の確保と多様な意見の集約が課題となっている。

また、日本の縮図と呼ばれ、面積も大きい本県では、阪神間など瀬戸内海沿岸地域にある都市部とそれ以外の多自然地域との人口偏在が加速することにより、但馬や西播磨などで選挙区の合区が進み、議員一人がカバーする選挙区面積が広大になるなど、新たな懸念も生じている。

以上のことから、現時点では少なくとも定数の削減は行わないこととし、現行の86人を維持すべきである。

(イ) 選挙区について

①「美方郡選挙区」については、令和2年度の国勢調査人口に基づく配当基数が0.462となり、また、法第271条の規定による特例選挙区として存置することはできないため、同法第15条第1項及び第2項を適用し、強制合区を行うこととする。

合区対象とする選挙区については、但馬地域の市町をはじめ、地元の意向として豊岡市との合区を求める声が強いこと、また、県土の4分の1の面積を占める但馬地域の議員数をより安定的に維持する必要があることから「豊岡市選挙区」とし、合区後の選挙区を「豊岡市及び美方郡選挙区」とする。

②「相生市選挙区」については、特例選挙区として存置することに議論があったが、令和2年国勢調査人口に基づく配当基数が0.446と前回改選時の0.468から若干減少しているものの、0.5から大きな乖離は生じておらず、また、本県が取り組む地域創生の流れの中、地域住民の意向をより丁寧に県政に反映させる必要があること、地元の相生市から単独での存置が強く求められていることから、次回改選時には、法第271条を適用して存置することが適当である。

ただし、同選挙区については、平成27年、平成31年に続き、次回令和5年が特例選挙区として3度目の選挙となり、地域代表の確保がより重要性を増す中であっても、県議会として投票価値の不平等改善には取り組む必要があることから、定数条例改正案中に、令和9年改選時から同規定を適用せず、特例選挙区は解消する旨の附則を設けることとする。

(ウ) 各選挙区において選挙すべき議員の数について

①「豊岡市及び美方郡選挙区」は、強制合区した選挙区の配当基数を試案の総定数86人で算出すると1.682となり、定数は2人となる。

②「神戸市長田区選挙区」、「神戸市須磨区選挙区」については、法第15条第8項ただし書を適用して人口比定数から1人ずつ増員し、現行条例定数どおり「神戸市長田区選挙区」は2人、「神戸市須磨区選挙区」は3人とする。

ただし書の適用を否定し、人口比どおり定数を試算した場合、当該選挙区の一票の較差は拡大し、特に「神戸市長田区選挙区」は議員一人当たり人口が最大の選挙区となり、県内における1票の最大較差が広がることから、同条同項ただし書を適用する。

「神戸市須磨区選挙区」についても、人口比定数では、長田区、芦屋市、高砂市に次いで4番目に人口の大きな選挙区となり、長田区や兵庫区との均衡も勘案し、あえて現状を変更する必要はない。

③「神戸市西区選挙区」、「明石市選挙区」については、同法第15条第8項ただし書を適用して人口比定数から1人ずつ減員し、現行条例定数どおり「神戸市西区選挙区」は3人、「明石市選挙区」は4人とする。

前回改選時には「神戸市西区選挙区」の配当基数と条例定数の乖離が最も大きく、その差は0.819であったが、今回の乖離は「神戸市西区選挙区」が0.759、「明石市選挙区」が0.778と前回より縮小していることから、総定数を増加せず現行の86人を維持することも考慮し、それぞれ現行定数どおりとする。

#### (エ) 適正な地域代表選出に向けた検討

今任期では、前期委員会の調査報告書において、「特例選挙区の扱いについては、国勢調査人口の動向を十分に注視しつつ、地域創生の推進や地域の活力の維持という社会情勢の変化も踏まえた地域代表選出のあり方と一体的に議論すべく、例えば、外部有識者等の意見を聴くことや県内外での事例を現地調査することなども含め、引き続き議会全体の問題として調査研究する必要がある。」とされたことから、任期1年目には全議員を対象とした有識者による講演会を実施し、2年目には任意の協議会である「地域代表選出のあり方検討会」で議論を重ね、3年目である今年度は当委員会でもより具体的な協議を行った。

当委員会においては、強制合区の対象となる「美方郡選挙区」の合区先、及び特例選挙区の取扱やそれに伴う1票の較差が議論の焦点となった。特に1票の較差の問題については、現在の法の枠組みでは原則、定数配分は人口比例に基づくこととなっているため、広大な面積の中で極端な人口偏在が進む本県においては、地域代表確保に当たり、より難しい課題が生じる状況となっている。

一方、先の衆議院議員選挙において1票の較差を巡る多くの訴訟が提起されるなど、投票価値の平等は憲法的要請でもあり、仮に、現行制度の改善が図られるとしても、相当な時間を要することが想定される。

こうした状況に加え、今後、選挙区間の逆転現象やそれに伴う指定都市である神戸市の区の合区も議論の対象となる可能性があり、次期任期においては、より有意義かつ本質的な議論を早期に進めるべきと考えることから、安定的な地域代表の確保に向けた検討について、委員会調査報告書に意見を記載する。

#### ウ 正副委員長試案に対する意見

委員からは、結論として正副委員長試案に賛同する旨の意見が表明された。

なお、委員外議員からは、総定数や特例選挙区の取扱について賛同できない旨の意見が述べられた。

#### エ 試案による調整結果

正副委員長試案について協議が行われ、調整の結果、委員全員の賛同をもって当該試案を委員会の調査結果とすることに決した。

## 各会派の意見の概要一覧

会派 項目	自民党	ひょうご 県民連合	自民兵庫	公明党・ 県民会議	維新の会	日本共産党
総定数	現行の86人を維持	現行の86人を維持	現行の86人を維持	定数増はしない(86人)	現行の86人を84人に改める	現行の86人を96人に改める
強制合区 (美方郡)	豊岡市と合区し定数2(±0)	豊岡市と合区し定数2(±0)	豊岡市と合区し定数2(±0)	豊岡市と合区し定数2(±0)	豊岡市と合区し定数2(±0)	豊岡市と合区し定数2(±0)
特例選挙区 (相生市)	特例選挙区として存置  ※将来的な取扱は示すべき	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡と合区し定数2(±0)	特例選挙区として存置  ※次々回令和9年改選時に解消する旨を条例附則に明記すべき	特例選挙区として存置  ※次々回令和9年改選時に解消する旨を条例附則に明記すべき	たつの市及び揖保郡と合区し定数2(△1)	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡と合区し定数2(±0)
条例定数と人口比定数の差	法15条8項ただし書を適用し、現行の定数どおりとする  《神戸市長田区、神戸市須磨区、神戸市西区、明石市》  それぞれ人口比定数との差は1人であり、現行の取扱により1票の最大較差は軽減され、選挙区間の逆転現象も生じていない	法15条8項ただし書を適用し、現行の定数どおりとする  《神戸市西区、明石市》 配当基数と条例定数の乖離は縮小している  《神戸市長田区、神戸市須磨区》 配当基数が条例定数より小さい選挙区間のバランスを考慮すべき	法15条8項ただし書を適用し、現行の定数どおりとする  《神戸市長田区、神戸市須磨区、神戸市西区、明石市》  1票の最大較差縮小にもつながっており見直す必要はない	法15条8項ただし書を適用し、現行の定数どおりとする  《神戸市長田区、神戸市須磨区、神戸市西区、明石市》  人口比と条例の各定数の差は解消すべきであるが、増員は行わないとの基本スタンスにより、現状を維持する	基本的には是正すべきである	定数増により一定解消するが、なお残る1票の較差解消のため法15条8項ただし書を一部に適用する  《神戸市北区、高砂市》

会派 項目	自民党	ひょうご 県民連合	自民兵庫	公明党・ 県民会議	維新の会	日本共産党
一票の較差	日本の縮図と呼ばれ、地域間で人口や産業構造等の変化が大きい本県においては、地域代表の確保に当たっては、より柔軟かつ慎重に判断せざるを得ず、最大較差がどの程度まで許されるのかという具体的な基準が示された判例はないもの、現在の本県議会の取扱を直ちに改善すべき状況ではない。	特例選挙区の解消、美方郡の強制合区により2.70倍まで改善する。	過去の判例において「現行規定から、同じ定数1を配分された選挙区の中でも、議員1人当たり人口の較差が1対3を超える場合も生じ、特例選挙区を含めて比較したときにこの較差が更に大きくなることは避けられない。」とされており、地域間の均衡を図る観点からも一定の合理性があると考ええる。	特例選挙区を除く較差は改善されている。	法の下での平等の観点から、できる限り較差の是正に取り組むべきである。	国政選挙と同様に較差を2倍以内として是正に努めるとともに、1人区は無投票や死票が多いので改善を検討すべきである。定数増と強制合区により較差は改善する。
神戸市の区 の合区	人口減少が進む過疎地域の地域代表のあり方に係る議論が優先されるべきであり、早急に検討する必要はない。	現在は考える必要なし。	現在、神戸市の選挙区において配当基数と条例定数の大きな乖離や強制合区の対象となるおそれがある1人区も存在しないため、直ちに見直す状態にはない。	逆転現象等が生じた場合などには、必要に応じて検討を進める。	神戸市長田区と芦屋市の人口が逆転するおそれがあり、早期に懸念を払拭するため、長田区と兵庫区を合区し定数を3(△1)とすべきである。	神戸市だけをとりだして合区の議論をする現状にはない。
その他	人口比例を原則とする現行制度の改善を国に求めていくことと併せて、本県議会の選挙区やその定数のあり方については、将来にわたって安定的な運用が図られるよう、さらに時間をかけた議論が必要ではないか。	—	議員数を人口比例で配分することを基本とする公選法がもはや現状と乖離したものになりつつあることから、民意を反映するために定数配分に面積要件を加味するなど、実情に応じた制度の見直しが必要である。	—	—	議員定数については、議会の中だけで議論するのではなく、県民の意見を聞く方法についても検討すべき。

検討項目に対する会派の基本的な意見

[会派名： 自由民主党]

検討項目	会派意見
<p>1 総定数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧法定上限数 109人</li> <li>・条例定数 86人</li> </ul>	<p>○ 地方分権が進展し、行政需要が多様かつ高度化する中で、二元代表制の一翼を担う議会としての責務と役割はますます増大しているため、総定数については、86人を維持すべきである。</p> <p>○ 全国的に人口減少が進む中、本県も例外ではなく、令和2年国勢調査では前回の平成27年から約6.5万人減少する状況となっている。加えて、阪神間などの都市部に比べ、但馬地域をはじめとする地方部の減少スピードが早く、人口の地域間差異は広がる傾向にある。</p> <p>また、議員定数については全国的に削減傾向にあり、本県議会においても、平成3年の94人を最大に、県の行財政構造改革も考慮の上、これまで削減することを基本としてきており、現在は86人となっている。</p> <p>一方、多様で広大な県土を有し、地域間の人口差異が大きい本県においては、地域創生の推進や地域の活力維持が求められる中、定数減により過疎等人口規模の小さい地域の代表確保がますます困難な状況となっている。</p>
<p>2 選挙区及び選挙区別定数</p> <p>(1) 強制合区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行選挙区のうち、美方郡選挙区が対象</li> </ul>	<p>○ 美方郡については豊岡市と合区し、定数は2とすべきである。</p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地元からの要望内容や各首長など当事者の意見では、地元の意向として豊岡市との合区を望む声のほうが強いこと</li> <li>② 広大な但馬地域に住む県民の声を県政に反映させるため、これ以上議員定数は削減せず、豊岡市との合区により、今後もより安定的な定数維持を目指す必要があること</li> </ol> <p>○ 公職選挙法第15条第2項の規定により、配当基数が0.5未満となった美方郡の強制合区は避けられない状況である。</p> <p>合区の対象となる選挙区については、それぞれ隣接する豊岡市と養父市及び朝来市の2選挙区があるが、合区を行う場合には、公職選挙法第15条第7項に基づき、行政区画、地勢、交通等の事情を考慮して合理的に行わなければならないとされている。</p> <p>合区先の決定は、但馬地域全体の議員定数や将来的な選挙区のあり方にも大きな影響を与えることが想定されるため、地域の声も十分考慮した上、慎重に判断する必要がある。</p>

検 討 項 目	会 派 意 見
<p>(2) 特例選挙区</p> <p>〔・現行選挙区のうち、相生市選挙区が対象〕</p>	<p>○ 本県が進める地域創生の流れや、地域の意向を丁寧に県政に反映させる上で、可能な限り現在の選挙区は維持することが望ましく、地元の相生市からも選挙区維持を求める陳情書が提出されている。</p> <p>また、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、行政が取り組むべき課題がより複雑、多様化する状況においては、基礎自治体単位の地域代表確保は社会的な要請であると考えられるため、少なくとも今回については、相生市を特例選挙区として存置すべきである。</p> <p>ただし、相生市については、平成22年国勢調査人口により初めて特例選挙区の対象となり、存置すれば、平成27年、平成31年の選挙に続き、特例選挙区として令和5年が3度目の一般選挙となることから、さまざまな意見のあった当委員会での議論を何らかのかたちで示すことは必要である。</p> <p>○ 相生市選挙区については、前任期の議員定数等調査特別委員会において、地域事情等を勘案して引き続き存置することが確認され、その後の人口変動により、令和2年の国勢調査に基づく試算では、配当基数が0.446と前回改選時の0.468から若干減少している状況である。</p> <p>一方、特例選挙区を対象とした過去の最高裁判例では、配当基数が著しく0.5を下回る場合は認められないとされているものの、当該訴訟において適法とされた特例選挙区の配当基数は0.4未満となっている。</p>
<p>(3) 条例定数と人口比定数の差</p>	<p>○ 公職選挙法第15条第8項の規定は、議員定数は人口に比例して定めることを原則とする一方、そのただし書において、特別の事情がある場合は、地域間の均衡を考慮して定めることができるとしている。</p> <p>全国の都道府県議会においても、8割程度がこの規定を適用し、地域の実情に応じた議員定数の確保に努めている状況である。</p> <p>本県議会では、本規定により神戸市長田区、須磨区が増員選挙区、明石市と神戸市西区が減員選挙区となるが、それぞれ人口比定数との差は1人であり、また、これにより1票の最大較差も3.23倍から3.20倍に軽減されている。さらに、本規定の適用により課題となる選挙区間の逆転現象も生じていない。</p>

検 討 項 目	会 派 意 見
(4) 1票の較差	<p>○ 美方郡の強制合区により、特例選挙区を除く1票の最大較差は前回改選時の2.90倍から2.70倍まで軽減される。相生市を特例選挙区として存置することで、最大較差は3.31倍となり、前回改選時の3.16倍からやや上昇することとなるが、過去の最高裁判例においては、議員1人当たりの人口の較差が1対3を超える場合も生じ、まして特例選挙区を含めればさらに大きくなることも避けられないとされている。</p> <p>また、投票価値の不平等については、諸般の要素を斟酌してもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときに違法と判断せざるを得ないとされている。</p> <p>日本の縮図と呼ばれ、地域間で人口や産業構造等の変化が大きい本県においては、地域代表の確保に当たって、より柔軟かつ慎重に判断せざるを得ず、最大較差がどの程度まで許されるのかという具体的な基準が示された判例はないものの、現在の本県議会の取扱を直ちに改善すべき状況ではない。</p> <p>○ 多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、行政が取り組むべき課題がより複雑、多様化する状況においては、基礎自治体単位の地域代表確保は社会的な要請であり、このために生ずる一定の較差はやむを得ないと考える。</p>
(5) 指定都市（神戸市）の区の合区	<p>○ 都市部と地方部の人口差異が大きい本県においては、特に人口が集中する神戸市の選挙区及び議員定数の在り方が将来的に議論される可能性はあるが、現時点では、人口減少が進む過疎地域の地域代表の在り方に係る議論が優先されるべきであり、早急に検討する必要はない。</p>
3 その他	<p>○ 当委員会を含めた近年の議員定数等調査特別委員会において様々な議論がなされてきているが、今後も人口減少が特に多自然地域において加速度的に進んでいくことが確実であり、また、全国的な議員定数の削減傾向は変わらないと思われる。</p> <p>こうした状況下では、特に人口規模の小さい選挙区において、1人区を中心に配当基数が0.5を切るところが多数生じるおそれがあり、この度の但馬地域のような広大な面積と窓口となる自治体を多く抱える選挙区が増加することになりかねない。</p> <p>人口比例を原則とする現行制度の改善を国に求めていくことと併せて、本県議会の選挙区やその定数のあり方については、将来にわたって安定的な運用が図られるよう、さらに時間をかけた議論が必要ではないかと考える。</p>

検討項目に対する会派の基本的な意見

[会派名： ひょうご県民連合 ]

検 討 項 目	会 派 意 見
<p>1 総定数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧法定上限数 109 人</li> <li>・条例定数 86 人</li> </ul>	<p>○ 行財政改革の流れの中で定数を削減してきたが、そのたびに配当基数 0.5 を切るところが増加をして、人口減少地域の選挙区が合区をせざるを得ない状況となっている。</p> <p>これ以上の定数減は避けるべきであることから、条例定数 86 人を維持すべきである。</p>
<p>2 選挙区及び選挙区別定数</p> <p>(1) 強制合区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行選挙区のうち、美方郡選挙区が対象</li> </ul>	<p>○ 美方郡選挙区は、豊岡市選挙区と合区して、その定数は2とする。</p>
<p>(2) 特例選挙区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行選挙区のうち、相生市選挙区が対象</li> </ul>	<p>○ 離島などの特殊な地理的条件がある場合は、特例選挙区とする合理的理由があるが、相生市選挙区は合理的理由があるとはいえず、合区により解消すべき。</p> <p>また、旧赤穂郡としての地勢的なつながりがあり、文化的、経済的な結びつきが強い赤穂市、赤穂郡及び佐用郡選挙区と合区してその定数を2人とする。</p>
<p>(3) 条例定数と人口比定数の差</p>	<p>○ 配当基数が条例定数より大きい選挙区で、その乖離差が 0.778、0.759 となっている明石市選挙区、神戸市西区選挙区は、前回の神戸市西区選挙区の 0.863 から縮小しているため、公選法第 15 条第 8 項ただし書を適用して、引き続き人口比定数から 1 名減の 4 人、3 人とする。</p> <p>○ 神戸市長田区選挙区においては、条例定数が人口比定数を上回ることになるが、定数 1 人とした場合は、議員 1 人当たり人口は約 9.5 万人と最大となり、また、神戸市須磨区など配当基数が条例定数より小さい他の選挙区とのバランスを考慮し、引き続き、法第 15 条 8 項ただし書を適用して、人口定数から 1 名増の 2 人とする。</p>

検 討 項 目	会 派 意 見
(4) 1票の較差	○ 特例選挙区（相生市）、強制合区（美方郡）の合区による見直しにより、1票の較差は最大3.31から2.70倍（芦屋市：宍粟市）まで縮小する。
(5) 指定都市（神戸市）の区の合区	○ 現在は考える必要はない。
3 その他	特になし

検討項目に対する会派の基本的な意見

[会派名： 自民党兵庫 ]

検 討 項 目	会 派 意 見
1 総定数 [ ・旧法定上限数 109人 ・条例定数 86人 ]	○ 議員1人当たり人口は63,546人と全国で7番目に多く、上位の他県と比較して面積の大きい本県では、地域の声を反映していくためには、できる限り現場を熟知した地域代表を確保することが望ましいため、現行の総定数を維持することを基本とすべきである。
2 選挙区及び選挙区別定数 (1) 強制合区 [ ・現行選挙区のうち、 美方郡選挙区が対象 ]	○ 但馬管内3市2町のうち、朝来市、養父市の2市を南但地域とし、豊岡市、香美町及び新温泉町の1市2町を北但地域として、それぞれの地域において、地域住民の暮らしや利便性の向上を図るために、ゴミ処理施設の設置や汚泥処理等を行政事務組合による共同で処理していることから、美方郡については、行政面での豊岡市との共同・連携が根付いていると言える。 ○ 美方郡は、県内の他市町と比べて人口減少、少子高齢化が急速に進んでおり、また、面積は広大で山間部に囲まれているなど都市部に比べて産業基盤が脆弱であるため、地理的・社会的要因を斟酌すると、但馬地方の声を県政に届けるためには、美方郡選挙区を存続させるのが望ましいが、強制合区せざるを得ないのであれば、北但地域として温泉や漁業などの産業、社会経済面、1市2町による広域行政による推進、さらには地域住民の声等を踏まえると、豊岡市と合区して定数を2として総定数を維持すべきと考える。
(2) 特例選挙区 [ ・現行選挙区のうち、 相生市選挙区が対象 ]	○ 特例選挙区として、引き続き存置する明確な理由はないものの、地域住民の声をよく確認した上で、合区の在り方を含め、どのような形で地域代表を選ぶのが適切なのかをさらに検討すべきであるため、今回については存置とすべきである。 なお、条例附則に令和9年4月改選時で解消することを明記すべきである。
(3) 条例定数と人口比定数の差	○ 公選法15条8項ただし書を適用することにより、結果として1票の較差の縮小にもつながっていることから、特に現状を変更する必要はないと考える。

検 討 項 目	会 派 意 見
(4) 1票の較差	<p>○ 特例選挙区（相生市）の存置により、特例選挙区を含む1票の格差は最大3.31倍となるが、過去の判例においても「現行法の規定からすれば、同じ定数1を配分された選挙区の中でも、両選挙区における議員1人当たり人口の較差が1対3を超える場合も生じ、特例選挙区を含めて比較したときにこの較差が更に大きくなることは避けられない。」と判断していることから、地域間の均衡を図る観点から一定の合理性があると考ええる。</p>
(5) 指定都市（神戸市）の区の合区	<p>○ 現在、神戸市の区の選挙区においては、一部の選挙区で公選法15条8項ただし書が適用されているものの、配当基数と条例定数の大きな乖離や強制合区の対象となるおそれがある1人区も存在しないため、現状において直ちに見直す状態にはない。</p>
3 その他	<p>○ 広大な面積を抱える本県では、人口減少とともに人口偏在が進み、都市部に人口が集中する地域間格差が増大し、議員数を人口比例で配分することを基本とする公職選挙法がもはや現状と乖離したものになりつつある。</p> <p>特に、このたび強制合区の対象となっている美方郡については、面積が豊岡市、宍粟市に次いで3番目に大きく、豊岡市と合区した場合、この地域だけで本県面積の15%を占めることになり、民意を反映するためには、定数配分に面積要件を加味するなど、実情に応じた制度の見直しが必要と考ええる。</p>

検討項目に対する会派の基本的な意見

[会派名： 公明党・県民会議]

検 討 項 目	会 派 意 見
<p>1 総定数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧法定上限数 109 人</li> <li>・条例定数 86 人</li> </ul>	<p>○ 現行の条例定数 86 人は、一定の判断目安となる旧法定上限数 109 人よりも約 2 割減じられており、全国平均に比べても高い減数率である。</p> <p>条例定数を増やすことについては、現状、県民の理解が得られないと考えられることから、議会としても定数増とならない方向で 1 票の較差の改善等を図っていくべきである。</p>
<p>2 選挙区及び選挙区別定数</p> <p>(1) 強制合区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行選挙区のうち、美方郡選挙区が対象</li> </ul>	<p>○ 「美方郡選挙区」の強制合区については、隣接選挙区のうち、地理的、文化的、経済的な繋がり等を検討した上で、選挙区民の意見等を十分に踏まえ、合区先を決定すべきである。</p> <p>○ 但馬地域は、北但行政事務区域の設置や山陰海岸ジオパークの推進など地域基盤を一にする北但（豊岡市及び美方郡）と、南但広域行政事務組合の設置や日本遺産「鉱石の道」で地域振興を図る南但（養父市及び朝来市）に区分けができるとともに、合区先として豊岡市選挙区を望む但馬自治会等の地元意見を踏まえると、合区先は「豊岡市選挙区」が適当である。</p> <p>また、合区後の定数は、「豊岡市及び美方郡選挙区」の配当基数が 1.681 であることから、定数 2 人とすることが適当である。</p>
<p>(2) 特例選挙区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行選挙区のうち、相生市選挙区が対象</li> </ul>	<p>○ 特例選挙区の取扱いの考え方について、我が会派は従来から合区による解消を基本としており、「相生市選挙区」について前期の議員定数等調査特別委員会において「配当基数の減少に歯止めがかからず、また、今後大幅な改善は見込まれないと考えられることから、引き続き同選挙区を特例選挙区として存置することに対する県民の理解は得られるものではない」とした上で、隣接選挙区との合区を行うとの見解を示したところである。</p> <p>一方、特例選挙区に係る過去の最高裁判例では、その違法性については、議会の裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するとされ、また、存置することが社会通念上著しく不合理であることが明らかであると認めるべき事情の有無について言及している。</p> <p>また、特例選挙区の配当基数が 0.5 を著しく下回る場合には設置は認められないとしながらも、当該判決が出された際に配当基数が 0.3116 であった選挙区の存置は適法とされている。</p> <p>以上のことを総合的に検討し、「相生市選挙区」の配当基数は現時点では 0.446 であり、前回 (0.468) からの減少幅がわずかであること、地元から存置を強く求める陳情書が提出されていることも踏まえ、今回に限り存置を認めることはやむを得ないが、配当基数の減少が継続していることや他の選挙区とのバランスを踏まえ、次々回の令和 9 年改選時には合区による解消を前提とすることを条例附則に明記すべきである。</p>

検 討 項 目	会 派 意 見
(3) 条例定数と 人口比定数の差	○ 本来、条例定数と人口比定数との乖離は解消すべきではあるが、神戸市西区、明石市の各選挙区については「増員はしない」との基本的なスタンスから、今回、増員は行わないこととする。 神戸市長田区、須磨区の各選挙区については、法第15条第8項のただし書を適用し、現行条例定数を維持する。
(4) 1票の較差	○ 「美方郡選挙区」の強制合区により、特例選挙区（相生市）を除く1票の較差は改善されている。
(5) 指定都市（神戸市） の区の合区	○ 指定都市の区によっては逆転現象等が起きることが予想されるため、必要に応じて検討も進める。
3 その他	特になし

検討項目に対する会派の基本的な意見

[会派名： 維新の会]

検 討 項 目	会 派 意 見
<p>1 総定数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧法定上限数 109人</li> <li>・条例定数 86人</li> </ul>	<p>○ 人口減少が進む中、他の都道府県議会の議員定数は削減の方向である。また、行政改革への取組としても議員定数の削減努力を行い踏み込んだ改革姿勢を示す必要がある。</p> <p>県内選挙区においては、特例選挙区（相生市）や配当基数による強制合区の対象選挙区（美方郡）、逆転現象が間近の選挙区（長田区と芦屋市）などが存在することから、このような選挙区について1票の較差を是正する必要がある。</p> <p>このようなことから、特例選挙区の合区、神戸市の区の合区により現行定数86人から2減し、84人とすべきである。</p>
<p>2 選挙区及び選挙区別定数</p> <p>(1) 強制合区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行選挙区のうち、美方郡選挙区が対象</li> </ul>	<p>○ 美方郡については地理的文化的観点から豊岡市と強制合区し定数を2とする。（定数±0）</p> <p>○ 県内の選挙区において、島しょ地域のように地理的な特殊性を有した事情は無く、配当基数が基準を下回った場合は直ちに解消すべきである。</p>
<p>(2) 特例選挙区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行選挙区のうち、相生市選挙区が対象</li> </ul>	<p>○ 全国的に見ても特例選挙区を設置しているのはわずかであることから、特例選挙区の存置は認めない方向で検討すべきである。</p> <p>該当の相生市選挙区については人口が減少傾向にあり、配当基数が0.5を下回ることから、隣接するたつの市及び揖保郡と強制合区し、合区後の定数は2とする。（定数1減）</p> <p>○ 令和2年国勢調査人口に基づく配当基数も0.446と前回改選時より減少しており、これまで平成27年、平成31年に続き、令和5年が特例選挙区として3度目の選挙となることから10年以上存置し続けることになる。</p> <p>今、県では県政改革方針の見直しのさなかにあり、事業の見直しなどに県民に理解と負担を求めているところであることから、県民にどのように理解を求めていくのが重要と考える。</p> <p>相生市選挙区は合区後も議員を選出することは十分可能であり、特例区として10年以上も見直しをしないことの妥当性は低い。</p>
<p>(3) 条例定数と人口比定数の差</p>	<p>○ 条例定数と人口比定数の差については、基本的には是正していくべきである。</p> <p>○ 配当基数が0.5を下回る選挙区と特例選挙区の強制合区で乖離の大きい選挙区を解消する。</p>

検 討 項 目	会 派 意 見
(4) 1票の較差	<p>○ 法の下での平等の観点からできる限り較差の是正に取り組むべきである。  特例選挙区の解消により、これまでの相生市と芦屋市の最大 3.31 倍の較差が解消されるとともに、定数を 84 人にすると、特例選挙区を除いた美方郡と芦屋市の最大較差 3.22 倍を宍粟市と芦屋市の 2.70 倍に縮減することができる。</p>
(5) 指定都市（神戸市）の区の合区	<p>○ 神戸市長田区と芦屋市との人口が極めて接近しており、逆転現象が生ずる懸念がある。  早期に懸念を払拭することが求められることから、長田区を兵庫区との合区により定数 1 減し是正することが望ましい。  （定数 1 減）</p>
3 その他	<p>特になし</p>

検討項目に対する会派の基本的な意見

[会派名： 日本共産党 ]

検 討 項 目	会 派 意 見
<p>1 総定数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧法定上限数 109 人</li> <li>・条例定数 86 人</li> </ul>	<p>○ 県民の民意反映のために、定数削減を行うべきではない。                  県民の多様な民意をよりひろく反映させるために、総定数は増やすべきだと考える。また、兵庫県が抱える1票の較差の是正や、人口の少ない地方での定数の確保、人口比定数と条例定数の乖離などの解消も、総定数を増やすことで進めていくことが望ましい。                  (旧)法定上限数に対する兵庫県の減数率は、現在21.1%で5番目となっているが、この減数率をせめて平均の10.9%程度にすることを検討し、総定数を96人程度にすることを提案する。</p> <p>○ 議員定数の旧法定上限数からの減数率は21%と全国5番目であることや、議員一人あたりの人口約64,000人と全国的にも高くなっており、二元代表制の一躍を担う議会として、住民の代表として、県民の声を県政に的確に反映させ、一票の較差、特例選挙区の解消など課題解決のためにも、議員定数の増が必要と考える。</p>
<p>2</p> <p>選挙区及び選挙区別定数</p> <p>(1) 強制合区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行選挙区のうち、美方郡選挙区が対象</li> </ul> <p>(2) 特例選挙区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行選挙区のうち、相生市選挙区が対象</li> </ul>	<p>○ 美方郡の強制合区はやむを得ず、その際、豊岡市選挙区と合区を行えば、定数が現状の86のままでも配当基数が1.681、人口比定数が2となるので、現状の豊岡市1、美方郡1の定数を減らさず条例定数を2とすることができると思う。</p> <p>○ 現状からは、1票の較差をなくす観点で、特例選挙区の解消を図ることが求められる。                  その際、「赤穂市、赤穂郡及び佐用郡」との合区を行えば、定数86でも、配当基数が1.637、人口比定数は2となるので、現状の相生市1、赤穂市、赤穂郡及び佐用郡1の定数を減らさない条例定数2とするように検討すること。</p> <p>○ 相生市選挙区については、前々回の議員定数等調査特別委員会時から強制合区の対象として議論されており、先送りすることなく、直ちに解消するべきである。</p>

検 討 項 目	会 派 意 見
(3) 条例定数と人口比定数の差	<p>○ 条例定数と人口比定数はできるだけ解消できるように、定数増を行う。</p> <p>○ 平成 27 年の国勢調査人口に基づく現行条例では、公選法第 15 条第 8 項ただし書を適用し、条例定数が人口比定数と差があるのは、長田区(+1)、須磨区(+1)、西区(-1)西宮市(-1)である。令和 2 年度の国勢調査では、現状の定数 86 に対する人口比定数は、条例定数に対し、西宮市は(±0)となっている。</p> <p>※ () 内は、条例定数-人口比定数</p> <p>美方郡選挙区と相生市選挙区をそれぞれ合区した上で上記 1 で提起したように総定数を 96 にすると、東灘区、北区、長田区、須磨区、垂水区、姫路市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市の現状の人口比定数がそれぞれ 1 増える。また、西区(4)、明石市(5)は、現状の条例定数よりも 1 多い、現状の人口比定数と同じとなる。</p> <p>よって、総定数を 96 にしたときの人口比定数を条例定数にすることを基本とすれば、長田区、須磨区の公選法第 15 条第 8 項ただし書の適用は回避される。</p> <p>ただし、その場合でも一部較差の乖離が残る。そこを解消すべく、一定、公選法第 15 条第 8 項ただし書の適用を検討する。</p>
(4) 1 票の較差	<p>○ 国政選挙と同様に、較差を 2 倍以内として較差解消に努めるべきである。</p> <p>また、兵庫県が多く抱える 1 人区では、無投票や死票が多くなり、有権者の投票の権利や選択の幅を狭める問題点があり、その改善も検討すべき。</p> <p>総定数 96 にし、人口比定数をそのまま条例定数にした場合、較差が 2 倍以上になるのは、中央区 2.12 倍、三木市 2.16 倍、高砂市 2.52 倍である。</p> <p>とりわけ高砂市の較差が大きくなるので、ここに公選法第 15 条第 8 項ただし書を適用し、高砂市の条例定数を 2(+1)、神戸市北区の条例定数を 3(-1)とする。</p>

検 討 項 目	会 派 意 見
(5) 指定都市（神戸市） の区の合区	○ 現時点では、神戸市だけをとりだして、合区の議論をする現状にはないとする。
3 その他	<p>○ 議員定数については、議会の中だけで議論するのではなく、県民の意見を聞く方法について検討すべき。</p> <p>○ 議員は、地域代表であるとともに、県民の代表として、県民の多様な意見を最大限反映させることが必要である。よって、適正な地域代表の確保とともに、県政の多様な意見を最大限反映させること。</p>

## 正副委員長試案による見直し後の議員定数等の状況

## 1 議員定数の状況

項 目	現 状 ＜平成27年国勢調査人口による＞	正副委員長試案 ＜令和2年国勢調査人口による＞
旧法定上限数 (平成23年5月の地方自治法改正により撤廃)	110人	109人
条例定数	86人	86人
旧法定上限数と条例定数の乖離	24人 (全国4位 ※)	23人 (全国4位 ※)
旧法定上限数と条例定数の乖離率	21.8% (全国4位 ※)	21.1% (全国5位 ※)
特例選挙区 (公職選挙法第271条)	1 (相生市)	1 (相生市)
議員1人当たり人口最大較差 (特例選挙区を含む)	3.16倍 (芦屋市：相生市)	3.31倍 (芦屋市：相生市)
議員1人当たり人口最大較差 (特例選挙区を除く)	2.90倍 (芦屋市：美方郡)	2.70倍 (芦屋市：宍粟市) 〔 3.20倍 (芦屋市：美方郡) 〕
逆 転 現 象	なし	なし

※ 全国順位については、議会事務局調べによる（令和3年7月調査時点）

## 2 正副委員長試案による配当基数と条例定数との乖離（令和2年国調人口（確定値））

区分	順位	選挙区	配当基数(a)	条例定数(b)	差(a)－(b)
配当基数が 条例定数 より大きい 選挙区	1	明石市	4,778	4	0.778
	2	神戸市西区	3,759	3	0.759
	3	西宮市	7,641	7	0.641
	4	宝塚市	3,563	3	0.563
	5	芦屋市	1,478	1	0.478
配当基数が 条例定数 より小さい 選挙区	1	神戸市長田区	1,492	2	△0.508
	2	神戸市須磨区	2,498	3	△0.502
	3	豊岡市及び美方郡	1,682	2	△0.318
	4	たつの市及び揖保郡	1,696	2	△0.304
	5	神戸市兵庫区	1,718	2	△0.282

(注)「配当基数が条例定数より小さい選挙区」については、1人区は除外。

## 3 正副委員長試案による「1票の較差」の状況（令和2年国調人口（確定値））

順位	選挙区	議員1人当たり人口(人)	較差①	較差②
1	芦屋市	93,922	3.31	2.70
2	高砂市	87,722	3.09	2.52
3	神戸市西区	79,625	2.81	2.29
4	明石市	75,900	2.68	2.18
5	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	75,634	2.67	2.17
6	宝塚市	75,477	2.66	2.17
7	三木市	75,294	2.66	2.16
8	神戸市中央区	73,759	2.60	2.12
9	神戸市垂水区	71,767	2.53	2.06
10	神戸市東灘区	71,187	2.51	2.04

(注) 1 較差①は、全選挙区のうち最小選挙区である相生市（特例選挙区 28,355 人）

を基準とする議員1人当たり人口の較差

2 較差②は、特例選挙区を除く選挙区中、最小選挙区である宍粟市（34,819 人）

を基準とする議員1人当たり人口の較差

## 4 正副委員長試案による見直し後の選挙区別較差の状況

別紙のとおり

## 選挙区別人口及び較差の状況

	選挙区名	条例定数	選挙区人口	配当基数	人口比定数	議員1人当たり人口		較差①		較差②	
						人口比	条例	人口比①	条例①	人口比②	条例②
	1 神戸市東灘区	3	213,562	3,361	3	71,187	71,187	2.51	2.51	2.04	2.04
	2 神戸市灘区	2	136,747	2,152	2	68,373	68,373	2.41	2.41	1.96	1.96
	3 神戸市中央区	2	147,518	2,321	2	73,759	73,759	2.60	2.60	2.12	2.12
	4 神戸市兵庫区	2	109,144	1,718	2	54,572	54,572	1.92	1.92	1.57	1.57
	5 神戸市北区	3	210,492	3,312	3	70,164	70,164	2.47	2.47	2.02	2.02
●	6 神戸市長田区	2	94,791	1,492	1	94,791	47,395	3.34	1.67	2.72	1.36
●	7 神戸市須磨区	3	158,719	2,498	2	79,359	52,906	2.80	1.87	2.28	1.52
	8 神戸市垂水区	3	215,302	3,388	3	71,767	71,767	2.53	2.53	2.06	2.06
○	9 神戸市西区	3	238,877	3,759	4	59,719	79,625	2.11	2.81	1.72	2.29
	10 姫路市	8	530,495	8,348	8	66,311	66,311	2.34	2.34	1.90	1.90
	11 尼崎市	7	459,593	7,232	7	65,656	65,656	2.32	2.32	1.89	1.89
○	12 明石市	4	303,601	4,778	5	60,720	75,900	2.14	2.68	1.74	2.18
	13 西宮市	7	485,587	7,641	7	69,369	69,369	2.45	2.45	1.99	1.99
	14 洲本市	1	41,236	0,649	1	41,236	41,236	1.45	1.45	1.18	1.18
	15 芦屋市	1	93,922	1,478	1	93,922	93,922	3.31	3.31	2.70	2.70
	16 伊丹市	3	198,138	3,118	3	66,046	66,046	2.33	2.33	1.90	1.90
	17 相生市	1	28,355	0,446	1	28,355	28,355	1.00	1.00	-	-
	18 豊岡市及び美方郡	2	106,871	1,682	2	53,435	53,435	1.88	1.88	1.53	1.53
	19 加古川市	4	260,878	4,105	4	65,219	65,219	2.30	2.30	1.87	1.87
	20 たつの市及び揖保郡	2	107,793	1,696	2	53,896	53,896	1.90	1.90	1.55	1.55
	21 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	1	75,634	1,190	1	75,634	75,634	2.67	2.67	2.17	2.17
	22 西脇市及び多可郡	1	57,934	0,912	1	57,934	57,934	2.04	2.04	1.66	1.66
	23 宝塚市	3	226,432	3,563	3	75,477	75,477	2.66	2.66	2.17	2.17
	24 三木市	1	75,294	1,185	1	75,294	75,294	2.66	2.66	2.16	2.16
	25 高砂市	1	87,722	1,380	1	87,722	87,722	3.09	3.09	2.52	2.52
	26 川西市及び川辺郡	3	182,001	2,864	3	60,667	60,667	2.14	2.14	1.74	1.74
	27 小野市	1	47,562	0,748	1	47,562	47,562	1.68	1.68	1.37	1.37
	28 三田市	2	109,238	1,719	2	54,619	54,619	1.93	1.93	1.57	1.57
	29 加西市	1	42,700	0,672	1	42,700	42,700	1.51	1.51	1.23	1.23
	30 丹波篠山市	1	39,611	0,623	1	39,611	39,611	1.40	1.40	1.14	1.14
	31 養父市及び朝来市	1	51,118	0,804	1	51,118	51,118	1.80	1.80	1.47	1.47
	32 丹波市	1	61,471	0,967	1	61,471	61,471	2.17	2.17	1.77	1.77
	33 南あわじ市	1	44,137	0,695	1	44,137	44,137	1.56	1.56	1.27	1.27
	34 淡路市	1	41,967	0,660	1	41,967	41,967	1.48	1.48	1.21	1.21
	35 宍粟市	1	34,819	0,548	1	34,819	34,819	1.23	1.23	1.00	1.00
	36 加東市	1	40,645	0,640	1	40,645	40,645	1.43	1.43	1.17	1.17
	37 加古郡	1	63,872	1,005	1	63,872	63,872	2.25	2.25	1.83	1.83
	38 神崎郡	1	41,224	0,649	1	41,224	41,224	1.45	1.45	1.18	1.18
		86	5,465,002		86	63,546,535					

※1 人口は、令和2年国勢調査(確定値)に基づくもの。

※2 ○は条例定数が人口比定数を下回っている選挙区、●は条例定数が人口比定数を上回っている選挙区。

※3 較差①は、特例選挙区を含む議員1人当たり人口の較差、較差②は、特例選挙区を除く議員1人当たり人口の較差。

## 議員定数等調査特別委員会委員名簿

委員長	藤原	昭一	
副委員長	黒田	一美	
委員	黒川	治	
〃	北野	実	
〃	上野	英一	
〃	伊藤	勝正	
〃	岸本	かずなお	
〃	福島	茂利	(R4. 2. 9～)
〃	※1増山	誠	(R3. 6. 9～R4. 1. 31)
〃	浜田	知昭	(R3. 12. 9～)
〃	※2長岡	壯壽	(R3. 6. 9～R3. 12. 9)
〃	伊藤	傑	
〃	小西	隆紀	
〃	内藤	兵衛	
委員外議員	岸口	みのる	(R4. 1. 31～)
〃	ねりき	恵子	

※1 R4. 1. 31 議員辞職

※2 R3. 12. 9 委員辞職

議員提出第 23 号議案

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 22 日提出

議員定数等調査特別委員会

委員長 藤 原 昭 一

兵庫県条例第 号

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和41年兵庫県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

豊岡市	豊岡市の区域	1人
-----	--------	----

」

を

「

豊岡市 及び美 方郡	豊岡市並びに美 方郡香美町及び 新温泉町の区域	2人
------------------	-------------------------------	----

」

に改め、同表美方郡の項を削り、同表備考2中「西宮市」を「明石市」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 相生市の区域については、令和9年以降の最初の一般選挙から法第271条の規定を適用しないこととし、他の区域と合わせて1選挙区とする等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

(提案理由)

令和2年の国勢調査人口の結果を踏まえ、兵庫県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数等について所要の整備を行うこととした。

# 議 事 順 序 ( 案 )

第 3 5 7 回 定 例 会  
第 9 日 ( 3 月 2 2 日 )

## 1 開 議 宣 告

## 2 諸 般 の 報 告

- (1) 議員定数等調査特別委員会調査報告書の提出について (写配付)
- (2) 包括外部監査の結果報告について (写配付)
- (3) 本日議員から提出された議案

## 3 会 期 延 長 の 件

3 月 3 0 日 まで 6 日 間 延 長 ( 簡 易 採 決 )

## 4 議 員 提 出 議 案 上 程

議 員 提 出 第 2 3 号 議 案

### (1) 提 案 説 明

藤 原 昭 一 議 員 定 数 等 調 査 特 別 委 員 会 委 員 長

### (2) 議 事 順 序 の 省 略 議 決 ( 簡 易 採 決 )

### (3) 討 論

齊 藤 真 大 議 員 ( 反 対 )

ね り き 恵 子 議 員 ( 反 対 )

### (4) 表 決 ( 採 決 方 法 別 紙 の と お り )

## 5 休 会 議 決

3 月 2 3 日 から 2 9 日 まで ( 簡 易 採 決 )

## 6 日 程 通 告

次 の 本 会 議 は 3 月 3 0 日 ( 水 ) 午 前 1 1 時 再 開

## 7 散 会 宣 告

本日議決予定の議案（議決順）

第 3 5 7 回 定 例 会

令 和 4 年 3 月 2 2 日

（本日提出された議案）

1 起立採決

議員提出第 2 3 号議案 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において  
選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

第 3 5 7 回定例兵庫県議会  
議事日程（第 9 号）

令和 4 年 3 月 2 2 日  
午前 1 1 時開議

第 1 会期延長の件

第 2 議員提出第 2 3 号議案

提 案 説 明

討 論

表 決

## 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

基本的な計画である 21 世紀兵庫長期ビジョンの改定に併せ、名称が変更されたことに伴い、所要の整備を行おうとするものである。

### 2 改正案

下表のとおり。

現 行	改 正 案
別表（第 2 条関係） 1 <u>21世紀兵庫長期ビジョン</u> 2 兵庫県地域創生戦略 3 少子高齢社会福祉ビジョン 4 ひょうご21世紀交通ビジョン 5 ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針	別表（第 2 条関係） 1 <u>ひょうごビジョン2050</u> 2 兵庫県地域創生戦略 3 少子高齢社会福祉ビジョン 4 ひょうご21世紀交通ビジョン 5 ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針

### 3 施行期日

公布の日

議員提出第 号議案

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 月 日提出

議会運営委員会

委員長

兵庫県条例第 号

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成18年兵庫県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「21世紀兵庫長期ビジョン」を「ひょうごビジョン2050」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

基本的な計画である21世紀兵庫長期ビジョンの改定に併せ、名称が変更されたことに伴い、所要の整備を行う。

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 制定の理由  
部制の改編に伴い、常任委員会の所管事項に係る規定について所要の整備を行う。
- 2 制定の概要  
下表のとおり

現 行	改 正 案
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 13人 企画県民部(管理局教育課を除く。)の所管に関する事項</p> <p>出納局の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 人事委員会の所管に関する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 健康福祉委員会 13人 健康福祉部の所管に関する事項</p> <p>病院局の所管に関する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 農政環境委員会 12人 農政環境部の所管に関する事項</p> <p>海区漁業調整委員会の所管に関する事項 内水面漁場管理委員会の所管に関する事項</p> <p>(5) 建設委員会 12人 県土整備部の所管に関する事項</p> <p>企業庁の所管に関する事項 収用委員会の所管に関する事項</p> <p>(6) 文教委員会 12人 教育委員会の所管に関する事項 企画県民部管理局教育課の所管に関する事項</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条－第28条 (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 13人 <u>総務部(教育課を除く。)の所管に関する事項</u> <u>企画部の所管に関する事項</u> <u>財務部の所管に関する事項</u> <u>県民生活部の所管に関する事項</u> <u>危機管理部の所管に関する事項</u> 出納局の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 人事委員会の所管に関する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 健康福祉委員会 13人 <u>福祉部の所管に関する事項</u> <u>保健医療部の所管に関する事項</u> 病院局の所管に関する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 農政環境委員会 12人 <u>農林水産部の所管に関する事項</u> <u>環境部の所管に関する事項</u> 海区漁業調整委員会の所管に関する事項 内水面漁場管理委員会の所管に関する事項</p> <p>(5) 建設委員会 12人 <u>土木部の所管に関する事項</u> <u>まちづくり部の所管に関する事項</u> 企業庁の所管に関する事項 収用委員会の所管に関する事項</p> <p>(6) 文教委員会 12人 教育委員会の所管に関する事項 <u>総務部</u>教育課の所管に関する事項</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条－第28条 (略)</p>

### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、改正後の兵庫県議会委員会条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議員提出第 号議案

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

議会運営委員会

委員長 原 テツアキ

兵庫県条例第 号

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中

「企画県民部（管理局教育課を除く。）の所管に関する事項」  
を

「総務部（教育課を除く。）の所管に関する事項

企画部の所管に関する事項

財務部の所管に関する事項

県民生活部の所管に関する事項

危機管理部の所管に関する事項

に改め、同項第2号中

「健康福祉部の所管に関する事項」

を

「福祉部の所管に関する事項

保健医療部の所管に関する事項」

に改め、同項第4号中

「農政環境部の所管に関する事項」

を

「農林水産部の所管に関する事項

環境部の所管に関する事項」

に改め、同項第5号中

「県土整備部の所管に関する事項」

を

「土木部の所管に関する事項

まちづくり部の所管に関する事項」

に改め、同項第6号中「企画県民部管理局」を「総務部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の兵庫県議会委員会条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(提案理由)

部制の改編に伴い、常任委員会の所管事項に係る規定について、所要の整備を行うこととした。

## 閉会中の継続調査事件一覧

(議会運営委員会)

- 1 次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について